## 市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

年 月 日	申	所在地	法 人 番 号 (個人事業主は記載不要)	
知立市長	請	名称	特別徴収義務者整理番号	
(税務課あて)	人	代表者	連絡先	担当者(部署) 電話

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。

特例の適用を受けようとする税額	Ę			年	月	目から	の納期に係る市県民税	
中誌の日前なか月間の夕日の	年	月分		人	年	月分	人	
申請の日前6か月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数	年	月分		人	年	月分	人	
和子の文仏いを支ける有の八数	年	月分		人	年	月分	人	
現に市税の延滞があったりまた								
は最近において著しく納付が遅								
滞している様な場合はその理由								

※納期特例の承認は、来年以降にも引き続きますので、承認申請書は一度だけの提出で結構です。

ただし、給与の支払いを受ける人の人数の変更等(例・常時10人以上になった場合)により、納期の特例の適用が受けられなくなった場合は、口頭で構いませんのでご一報(知立市税務課市民税係/電話0566-95-0116・FAX0566-83-1141))ください。

## 市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

令和		所在地	知立市広見3丁目1番地			人 番	: 号	1234567890	)12
3年 6月 1日	申	別往地		(個人事業主は記載不要)					
6	請	名 称	知立株式会社	│ 知立市より通知があ │ る8桁(1又は5で │ (はじまる番号)		徴収義 理 番		12345678	
知立市長	人	the Lee Inc	代表取締役社長		24.			担当者(部署)	給与課・碧海
(税務課あて)	,	代表者	知立 太郎		連	絡	先	電話 0566-8	3-1111

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について

納期は通常 10 日ですが、金融機関休業日 の場合は翌営業日が納期

特例の適用を受けようとする税額	į	200,000円				3年 7月 12日から の納期に係る市					<b>内期に係る市県民</b> 税	Ĺ	
中華の日並とか日間の夕日の	3	年	1	月分		5	人	3	年	<b>4</b>	分	4	人
申請の日前6か月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数	3	年	2	月分		5	人	3	年	<b>5</b>	分	4	人
相子の文仏いを支げる有の八剱	3	年	3	月分		5	人	3	年	6 F	分	4	人
現に市税の延滞があったりまた													

現に市税の延滞があったりまた は最近において著しく納付が遅 滞している様な場合はその理由

申請書の提出は、①持参、②郵送(〒472-8666 知立市広見 3-1 知立市役所)、 ③FAX (0566-83-1141)、④電子メール(zeimu@city.chiryu.lg.jp・PDF 又はワード) のいずれかでお願いします。※③④の場合は、念のため他へ誤送信がないか税務課へ確認の電話連絡をお願いします。

※納期特例の承認は、来年以降にも引

ただし、給与の支払いを受ける人の人数の変更等(例・常時」 (知立市税務課市民税係) 電話 0566-95-0116・FAX 0566-83-1141)) ください。